

令和 3 年 2 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和 3 年 2 月 8 日 午後 3 時 15 分
閉 会 令和 3 年 2 月 8 日 午後 4 時 20 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前 川 教 育 次 長 山 本 教 育 監

大 路 管 理 部 長 山 口 指 導 部 長

安 達 管 理 部 理 事 石 澤 総 務 企 画 課 長

柏 木 保 健 体 育 課 長 森 下 文 化 財 保 護 課 長

坂 田 高 校 教 育 課 參 事 下 村 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

岡 総 務 企 画 課 副 主 売

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

1月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山口指導部長の報告】

- まず、資料は無いが、京都市を除く小中学校及び府立学校の感染状況について報告する。

1月は感染者が急増し、児童生徒及び教職員を併せて144名、特に高校生は91名と多く、その要因としては、府全体の感染拡大を受けて、家庭内での感染者が増えたことに加え、緊急事態宣言発出前に行われた私学を含む部活動の練習試合でのクラスターが発生したことが挙げられる。

クラスターが収まった後、感染者は次第に減少し、2月の感染者数は昨日までで5名となっている。

それでは、資料に基づき、京都府における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されたことを踏まえた府立学校の対応について説明する。

府立学校の対応については、本年1月14日付けと1月25日付けの各府立学校長宛ての通知に基づき、引き続き、感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施する。

1月14日付けの通知については、前回の教育委員会で説明したとおり、感染防止対策を徹底した上で、一定の制限をかけつつ、学校教育活動を継続するというもので、1月25日付け通知については、私学を含む部活動の練習試合でクラスターが発生したことから、部活動の留意事項として、一般的な注意事項に加え、各競技の特性等も踏まえたきめ細かな留意事項等を具体的に示し、警戒度をより一段高めるよう周知を図った。

2月3日付けの各府立学校長宛ての文書では、府立高校の卒業式が3月1日に予定されているため、会場の換気などの感染拡大防止の措置をとり、式典全体の時間を短縮することなど、開催方法を工夫した上で実施することとし、卒業生を送る会等を行う場合は、飲食を控えるなど、簡素化しての実施を伝えている。

児童生徒の心理面への配慮では、緊急事態宣言が継続される中で、様々な学校教育活動の制限が長期化し、児童生徒の心理的ストレスが懸念されることなどから、情報共有をさらに密にして、児童生徒の状況を的確に把握し、関係機関等による支援に確実につなげるなど、適切に対応することとしている。

今後においても、感染者数は減少傾向であっても、気を緩めることなく、引き続き感染拡大防止を徹底した上で、教育活動を継続していきたい。

イ 令和3年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染防止対策について

【坂田高校教育課参考の報告】

- 令和3年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染防止対策について、新型コロナウイルス感染症対応のガイドラインを作成したので、それに基づき説明する。

同ガイドラインは、1月に実施された大学共通テストにおけるガイドラインに基づき、京都府公立高校の入学者選抜向けに作成したものである。

まず、高校における留意事項については、検査場内の座席間の距離は1メートルを目安に適切な間隔を確保することとし、机、椅子の消毒、監督者のマスク着用の義務付け、無症状の濃厚接触者は一定の要件を満たす場合に別室での受検が可能であること、検査場の換気を実施することなどである。

続いて、受検生に対する要請事項に関して、12月の教育委員会で意見があつた検温については、検査日7日程度前から体温測定を行い、体調変化の有無を確認し、その際はガイドラインの冊子に示している健康観察記録表を適宜活用すること、また、無症状の濃厚接触者が別室で受検する際は、ガイドラインの冊子に示している健康確認等自己申告書に当日の体温等を記入して受検校へ持参提出の上、受検することとしている。

検査当日は換気等を行うことにより、受検会場が冷え込むことも想定され、防寒着を準備し、検査中に着用することも可能としている。

昼食時は、自席で正面を向いて会話をせずに食事を行い、食事終了後は速やかにマスクを着用することなどを指示している。

これらについては、受検対応の高校から受検生に対し、検査当日にも指示を行い、感染防止対策を徹底する。

中学校における留意事項については、受検生に対する周知・徹底への協力、志願先高等学校と連携、協力を図ることにより、円滑に入学者選抜が実施できるよう万全を期していく。

次に検査会場を確実に確保するため、検査会場となる高等学校において、前期選抜・特別入学者選抜実施の前日となる2月15日（月）を休校措置とし、2月15日（月）、中期選抜の前の3月7日（日）は部活動を含め在校生の学校への立入りを禁止することとしている。

また、教職員についても、検査会場となる高校への出勤者を減らし、入試に備えることとしている。

こうした取組を徹底し、受検生だけでなく実施者側の教職員もしっかりと入学者選抜に対応できるよう感染予防と体調管理に十分注意して円滑に入学者選抜が実施できるよう準備を進めていく。

【質疑応答】（ア及びイの質疑応答）

- 小畠委員

P C R 検査で陽性になった場合、出席停止が解除される条件はどうなっているのか。

- 柏木保健体育課長

原則、発症後10日となっているが、出席停止の解除については、保健所の指

示によって行うと決められている。

○ 藤本委員

濃厚接触者で無症状の受検生は、公共交通機関以外で来場して別室受検が可能とのことだが、そうした内容は受検者側がよく理解しておくよう早めに知らせておく必要がある。その場合の交通手段はどのように考えているのか。

○ 坂田高校教育課参事

高校と中学校が事前に情報共有し、自家用車等で受検場まで送っていただき、別の入場口から別室に入室することになる。

○ 藤本委員

当日に混乱が生じないよう予期せぬ事態に備え、周知徹底をお願いする。

○ 安岡委員

濃厚接触者となった場合は、2週間程度の自宅待機等が求められるが、濃厚接触者の受検生についても、一定の要件を満たせば、別室受検ができるのか。

○ 坂田高校教育課参事

濃厚接触者の受検については、PCR検査の結果が陰性であること、無症状であること、公共交通機関を利用せずに来場することといった一定の要件を満たす場合に限って、検査当日に別室での受検が可能としている。

こうした要件を満たさない受検生については、本検査から2週間後に追検査日を設けているため、追検査日での受検を可能とし、受検生の受検機会を確保している。

ウ 令和2年度「公立学校教員勤務実態調査」等の結果について

【安達管理部理事の報告】

○ 本件調査は、教職員の働き方改革実行計画に基づく評価指標の達成度合いを測定するために毎年度実施してきたもので、今年度はコロナ禍に見舞われるという特異な状況下で、教員の勤務がどのような実態にあるのか教育委員会として把握する必要があり実施した。そういう意味から評価指標との関係では参考値として取り扱いたいと考えている。

調査は、令和2年10月から同年11月までの間の一週間において、府内公立学校の校長及び教員の約1割を無作為抽出し、出退勤時刻の記録に基づき、実施したものである。

また、関連調査として、部活動指導手当の支給状況についても調査した。

調査の結果、コロナ禍において、感染拡大防止と学びの保障の両立のため、教員の勤務実態は依然として厳しい状況にあるものの、スクール・サポート・スタッフ等の配置や各学校での学校行事の重点化等の取組により、昨年度と比べ、時間外勤務は減少している状況である。

教諭等の時間外勤務は、全体で昨年と比べ週当たり48分減少している。

校種別では、小学校が週当たり1時間8分、中学校が同44分、高校が同9分、特別支援学校が同23分の減少となっている。

週当たりの総勤務時間は60時間前後で、この時間から所定勤務時間である週約40時間を差し引くと、中学校や高校では週20時間前後の時間外勤務、月当たり換算で平均80時間前後の時間外勤務となる。

依然として過労死ラインと言われる程度の時間外勤務を行っている実態であ

り、今後とも、働き方改革の継続が求められる。

関連調査として、部活動指導手当の支給状況について集計し、昨年度と比較をした結果、土日等の部活動指導回数は、全体で約22%減少している。

この減少数値は、昨年の4月・5月は一斉臨時休業で約2か月間にわたり部活動を休止したことが要因と考えている。

勤務時間の集計結果については、文部科学省の調査に倣って「教員の学内勤務時間」としており、部活動の公式戦や練習試合なども含め、勤務開始時刻から終了時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間で、教員の申告に基づき、一人当たりの平均の勤務時間、持ち帰り残業を除く勤務時間を算出したものである。

集計方法については、個別の職種ごとに集計すれば、校長や教頭等は数が少なく、ぶれが大きくなるため、個別の職種の数値は集計せず、校長、教頭等の管理職を除いた教諭、講師、養護教諭の勤務時間を集計している。

参考に、平成29年度基準、すなわち「教職員の働き方改革実行計画」に基づく評価指標の基準値となる平成29年度の数値と今回の調査結果を比較した数値も掲載しているが、教員の時間外勤務は、全体で週当たり2時間30分程度減少となっている。

【質疑応答】

○ 橋本教育長

今年度はコロナ禍にあり、前年度数値と対比するのは難しいところがみられ、コロナ禍においても比較的落ち着いた時期の10月、11月に実施した結果である。

○ 小畠委員

時間外勤務の減少度合いが部活指導回数の減少率と比べ低くないと感じるのは、コロナ禍において教諭等に対する負荷が増していると理解してよいのか。

○ 安達管理部理事

時間外勤務の数値は、令和2年10月から同年11月までの間の一週間において調査した結果を前年度対比で掲載している。

一方、部活動指導回数については、4月から1月までの実績を集計しており、時間外勤務の集計と部活動指導回数はリンクしていないため、コロナ禍で負担が増したからであるとは一概に言えないと思う。

○ 橋本教育長

教諭等の時間外勤務については、年間を通じて見れば、前年度対比で更に減少しているはずである。

○ 小畠委員

教育長の意見のとおりと思う。年間を通じての実態は把握できていないのか。

○ 安達管理部理事

部活動指導手当の支給実績の状況を見れば、4月、5月の部活動指導回数は激減し、6月も減少しているが、中学校の場合は、5月に実施予定であった公式戦が7月下旬から8月にかけて実施されたことにより、同時期は前年度対比で増えている。

また、全国大会に向けた公式戦は中止されたが、思い出作りの夢舞台

等の府内大会を実施したことから、4月、5月の一斉臨時休業時以外の部活動指導回数は昨年度と変わらない状況であった。

○ 鈴鹿委員

この時期に調査が実施されることは、学校側には事前に伝えず、一定期間が過ぎた後に勤務時間の調査を行うのか。事前に調査時期が分かっておれば、当該時期は時間外勤務を少なくしようとするかもしれない。

○ 安達管理部理事

調査の仕方については、誰が調査対象になるかということは分からず、無作為に抽出した対象者に対して直前に連絡し、一定期間の勤務時間を事後に報告させるというやり方を行い、併せて調査の趣旨を伝えており、正確な報告を受けていると理解している。

京都府の公立学校の教諭等の勤務時間は、平成29年度の調査で全国平均よりも多いという結果が出たため、その後、働き方改革に力を入れ、全校種で約13%減少している。

○ 安岡委員

働き方改革を推進する中で教員一人当たりの業務総量も減っているのか。

学内勤務時間が減ったとしても、仕事の総量が減らず、持ち帰って残業を行っておれば、働き方改革とは言えない。

○ 安達管理部理事

この間、法律改正により、教員の勤務時間の上限が定められ、その際に持ち帰り残業はあってはならないことを管理職、教諭等に周知徹底しており、そういったことがないように勤務管理等が行われている。

業務の縮減については、例えば、夜間の電話応対の見直しや、ＩＣＴを業務の効率化、合理化等に活用するなど、できることから負担軽減の取組を行っている。

○ 藤本委員

先日、文部科学省主催の新教育委員向けの研修会を受研したが、教員の働き方改革については、各都道府県とも共通の悩みとして捉えていた。

この課題の解決策としては、教職員を増員する以外に方法がないと思うし、全国の課題であるので、全国的に取り組む必要がある。

教員採用での志願者も低下傾向にあり、教育の質を担保するには望ましいことではない。優秀な人材を確保するためには、働き方改革を更に推進していく必要がある。

○ 橋本教育長

業務量を減らすことは本当に難しい。部活動指導については、学校から地域に移行するなどの大きな改革が求められている。業務の効率化では、ＩＣＴを活用することでどこまで効率化が図れるかである。

一番大きなことは、教職員をどう拡充できるかという課題である。ご意見のとおり、増やしていくこうとしても教員の志願者が少なく、いかに教員の魅力を伝えていくかである。志願者を増やし、質の高い教員を集められると抜本的に変えられることがあると思う。

簡単には進まないが、粘り強く、改善していけるよう頑張っていきたい。

エ 令和2年度京都府暫定登録文化財の登録について

【森下文化財保護課長の報告】

- 文化財保護審議会で報告し、承認をいただいた今年度の暫定登録文化財90件の登録について報告する。

資料の表紙に、今年度暫定登録の全体件数90件の内訳を示しているが、その種別は、建造物46件、美術工芸品43件、記念物・史跡1件である。

資料2頁には代表事例の写真、3・4頁には代表事例の解説、5頁から9頁までが文化財の種別ごとの一覧、10頁が今年度の市町村別件数、11頁は29年度からこれまでの暫定登録件数をそれぞれ掲載している。

10頁の市町村別では、26市町村のうち14の市町にわたり、京都市が31件で最も多く、続いて南丹市23件、亀岡市13件というのが主なところである。

これは、今年度、主に調査に入ったエリアに関係しており、これまで暫定登録ができていなかった和束町で今回初めて彫刻2件を登録するほか、件数が少なかった井手町などでも登録を行っている。

11頁に掲載のとおり、今回でようやく府内の市町村すべてで暫定登録を行つたことになる。ただ、いまだに地域的な面や種別面での偏りがあるなどの課題があり、今後はさらに広範囲に調査を進め、暫定登録を進めたいと考えている。

続いて、主な暫定登録文化財について簡単に紹介する。

龍潭寺方丈は、亀岡市蘿田野町に所在する龍潭寺の建物である。龍潭寺は臨済宗妙心寺派の寺院で、方丈は嘉永2年、1849年建立と考えられ、江戸末期の方丈の典型を伝え、良質な寺院景観を形成する建物といえる。

美術工芸品・絵画の光明寺障壁画は、長岡市栗生に所在する光明寺に伝来する55面の障壁画である。江戸時代中期の宝永6年、1709年造営の内裏常御殿を飾った障壁画であったことが知られている。また、当時の狩野派の中心的な絵師による作と判断され、元あった建物や作者、画題等が明らかな旧内裏の障壁画として貴重な資料である。

美術工芸品・彫刻の木造薬師如来立像は、精華町の蓮臺寺の薬師堂に安置されている。太造りで量感のある体つきなど、平安時代初期、8世紀末～9世紀の彫刻の特徴を有し、南山城地域有数の古像として貴重な資料である。

美術工芸品・考古資料の人物埴輪は、京都府・山城郷土資料館に安置されている。城陽市觀音堂に所在した古墳時代後期・6世紀の前方後円墳、冑山1号墳出土の人物埴輪である。昭和41年、1966年の発掘調査により出土したもので、全高約80cmを測り、冠や刀子を身につけた男性の姿を忠実に表現するなど、貴重な資料といえる。

記念物・史跡の淀藩主永井家墓所は、宇治市宇治山田にある興聖寺境内に所在する。淀城を拠点とする淀藩は、元和9年、1623年に立藩され、寛永10年、1633年に永井尚政が入部した。寛文9年、1699年までの間、尚政・尚征の2代が藩主を勤めた。永井家墓所には、尚政の父、永井家初代の直勝を始め、2代目尚政、3代目尚征、永井家が宮津藩主となって以降の4代尚長、6代直亮、8代直温とその縁者の墓石15基ほかが並んでいる。江戸時代初期以来の大名家墓所として貴重な資料である。

以上が主なものであるが、いずれも貴重な文化財で、将来府の指定等になる

価値は十分あると考えており、改めて京都府内には貴重な文化財が多くあることを痛感している。

今後とも、一層府内の文化財の保護に努めて参りたいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

(4) 議決事項

ア 第44号議案 令和2年度京都府指定文化財の指定等について

【森下文化財保護課長の報告】

○ 今回指定をお願いする文化財は、別表2の3頁のとおり、美術工芸品3件、文化財環境保全地区1件の合計4件となっている。

指定等については、昭和57年度以来、今回が39回目となり、昨年度までの累計の指定件数は851件で、うち国指定への格上げや文化財の焼失などにより解除や取消となったものを除き、昨年度までの指定登録件数は786件で、今回と合わせ790件となる。

なお、今回指定・決定をお願いする文化財のうち、文化財環境保全地区を除く3件は、昨年度までに暫定登録を行ったもので、これらの調査をすすめ、今回指定をお願いするものである。

また、環境保全地区とは、主に神社や寺院の建造物などを指定した際に、社叢など、その周辺環境を併せて保存することを目的に決定するもので、こちらは昨年度に指定した精華町・新殿神社本殿等を取り巻く周辺環境を対象としている。

今年度は、件数が大幅に減っているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、文化財所有者に対して踏み込んだ調査をお願いできなかつたことなどが大きく影響している。来年度以降、環境が整えば、改めて指定等による文化財の保護を促進していきたいと考えている。

続いて、各案件について簡単に説明する。

絵画は、福知山市の金光寺所蔵の絹本着色愛染明王像である。鎌倉時代13世紀後半の制作と判断され、丹波地域に伝わった鎌倉時代に遡る愛染明王の作例の中でも、高い技法に基づいた優品として貴重な価値を有するものである。

彫刻は、長岡京市の勝龍寺所蔵の木造菩薩立像である。本堂に聖観音像として安置され、13世紀の初め頃、鎌倉時代初期に慶派仏師により制作された菩薩像の優品と判断される貴重な資料である。

考古資料は、宇治市の金比羅山古墳からの出土品である。古墳は古墳時代中期前半、5世紀前半に築造されたもので、対象となる資料は、昭和39年の発掘調査で出土したもので、中国製の銅鏡を始め、装身具の玉類、鉄製の武器や農耕具、埴輪など多種多様なものがあり、高い学術的価値が認められる。

文化財環境保全地区は、先ほど触れたように、精華町にある新殿神社境内を対象とするものである。新殿神社は、木津川台丘陵の東端の里山地域に所在し、産土神を祀っている。現在も神社境内地を中心に社叢をなす境内林が広がっており、そこには昨年度に府指定した室町時代建立の本殿並びに末社・八王子社のほか、国指定重要文化財の十三重の石塔があるなど、良好な環境、景観

を伝えている。

以上、全てが、去る2月1日に京都府文化財保護審議会により指定の答申を
いただいた。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

イ 第45号議案 令和3年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告